

# 教育民生常任委員会会議録

令和4年12月15日

宮古市議会

## 宮古市議会定例会令和4年12月定例会議 教育民生常任委員会会議録目次

(12月15日)

議事日程	1
出席委員	2
欠席委員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
付託事件審査(1)	3
付託事件審査(2)	3
審査終了	9

## 宮古市議会教育民生常任委員会会議録

日 時 令和4年12月15日（木曜日） 午前10時00分  
場 所 議事堂 議場

○

### 事 件

[付託事件審査]

- (1) 議案第18号 宮古市墓地条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第20号 宮古市学校給食の実施に関する条例

出席委員（7名）

坂 本 悦 夫 委 員 長	白 石 雅 一 副 委 員 長
田 代 勝 久 委 員	小 島 直 也 委 員
洞 口 昇 一 委 員	伊 藤 清 委 員
工 藤 小 百 合 委 員	

欠席委員（0名）

なし

---

説明のための出席者

〔付託事件審査〕

(1)

市民生活部長	下島野 悟 君	総合窓口課長	佐々木 則 夫 君
副主幹兼市民窓口 係長	梶 家 真由美 君		

(2)

教育部長	佐々木 勝 利 君	教育委員会 総務課長	中 屋 保 君
教育委員会 副主幹兼総務係長	佐々木 良 幸 君	田老給食センタ 一 所 長	藤 田 浩 司 君

---

議会事務局出席者

局 長	佐々木 雅 明	主 任	吉 田 奈 々
議会庶務事務員	中 村 奈津希		

## 開 会

午前10時00分 開会

○委員長（坂本悦夫君） 改めておはようございます。

ただいままでの出席は、7名であります。定足数に達しておりますので、これから教育民生常任委員会を開会します。

本日の案件は、付託事件審査2件、説明事項3件となります。なお、各議案の提案理由につきましては、本会議で説明済みでありますので省略します。それではこれより、本委員会に付託された議案の審査を行います。

○

### 付託事件審査（1） 議案第18号 宮古市墓地条例の一部を改正する条例

○委員長（坂本悦夫君） 議案第18号 宮古市墓地条例の一部を改正する条例を議題とします。

それでは、早速、質疑のある方は挙手願います。質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。別にない。説明事項のときにいろいろと意見発言がありましたので。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本悦夫君） ほかになければ、これで質疑を終わります。

これより議案第18号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本悦夫君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。

議案第18号は、原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本悦夫君） 異議なしと認めます。

よって議案第18号は、原案可決すべきものと決定しました。

それでは、説明員の入替えを行いますので、少しの間、お待ちください。退室をお願いします。

〔説明員入替〕

○

### 付託事件審査（2） 議案第20号 宮古市学校給食の実施に関する条例

○委員長（坂本悦夫君） それでは次に、議案第20号 宮古市学校給食の実施に関する条例を議題とします。

質疑に入る前に、佐々木部長より発言があります。どうぞ。はい、佐々木部長。

○教育部長（佐々木勝利君） 改めましておはようございます。

まずもって、先日の11月30日に行われました教育民生常任委員会におかれまして、私の都合で出席出来ませんで大変申し訳ございませんでした。本来であれば、私からも学校給食の公会計についてご説明申し上げまして、委員の皆様にご理解いただけるように進めるべきところでしたけれども、なかなかそういうふうに出るなくて大変残念に思っております。大変申し訳ございませんでした。本日は学校給食に関する条例の審議でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（坂本悦夫君） はい、ありがとうございます。

それでは議案第20号について、質疑のある方は挙手を願います。

洞口委員。

○委員（洞口昇一君） 直ちに質疑に入っているんですね。

○委員長（坂本悦夫君） はい。よろしいです。

○委員（洞口昇一君） この間の教育民生常任委員会でもかなり詳しく説明されたんで、おおむねは了解なんですけれども。ただ、いろいろですね、小学校中学校に通ってるお子さんを持つてる父兄の意見を聞くと、どうもこう何ていうかな、学校給食を食べられない子ども、それから、不登校になってね、学校に行けなかった子どもの学校給食費についての取扱いが前回の教育民生常任委員会の中での説明がちょっとわかりにくかったってうか、説明員の説明と、それから父母の受け止め方に若干の乖離があるようなんで、もう一度。今度は公会計化することによって10回に分けて給食費を徴収すると。年度末の3月で若干の調整を出席状況に応じてね、調整を行うという説明があってそれでそういう方向でいいたろうということでしたんですけども、何かかそうではないという父母の声もあるので、もう一度その点を確認したいんですが。

○委員長（坂本悦夫君） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木勝利君） 前回私出席しなかったので中身ちょっと詳しくわからないですけども、基本的にですね今回の学校給食の公会計化につきましては、集金を学校で今行っております現金であったり口座振替であったり、それをもって給食センターの食材費を給食センターのほうで払ってるっていういわゆる私会計の会計をとっていると。それをですね、一般会計で納付書を発送して、それを納めてもらって、一般会計の歳出で食材費をお支払いするという公会計化、そこが変わるだけであって、学校給食そのものが大きく変わるものではございません。なので、これまでも納期は10期でした。それをそのまま継続する形に、会計が変わっても継続する形にします。ただし、重茂だけは5期でやっておりますので、そこが10期になるっていうのはありますけれども、基本的な部分は変わらずに、会計の部分だけ私会計から公会計になると。それを進めるために今回の条例制定が必要なので、条例提案させていただいたという内容でございます。

○委員長（坂本悦夫君） 洞口委員。

○委員（洞口昇一君） その説明についてはね、私はもう当然だと思うし、必要なことだというふうに、それは前回の教育民生常任委員会でも納得したんですけども、他の委員からもですね、いろいろな事情で給食を食べられない子ども、あるいは不登校等、様々な事情で実際払った金額通り食べられない子どもに対する配慮について、格段のね、今まで以上にね、そういう配慮をすべきではないかという意見が出てね、そういう方向で考えているという答弁だったんで納得したんですけども。しかし、さっきも言ったように、実際に、小学生中学生の子どもを持つてる父母に聞いたら、いや、もう、給食費についてはね、例えばいろいろ休んで、返還を求めてもね、事実上それがなかなか難しいと。そして、ある職員に担当地域でどれぐらい、事前にね、学校給食とれないから減額を申請する人いるのかって聞いたら、いや、全部じゃないですね、全部の地域じゃない、その地域ではそういう人はいないというお話だったんですよ。ところが父母の側の意見を聞くと、いや、申請しにくい雰囲気があって申請してないっていう声があったり、申請しても断られたとかね、私会計のときですよそれはね。公会計になったらそれに対する配慮はどのようになるのかね。私が危惧してるのは、要するに公会計になったら、結局確定してしまったらね、今度、その権利義務関係が別の次元に移る場合もあるわけですよ。例えば、長期に給食費を払わなかったら裁判になるとか裁判で訴えとかね。そういうこともありうるんで、前回は時間もなかったんで、詳しくこういうケースの場合どうなんだ、こういうケースの場合どうなんだということまでケースバイケースで聞けなかったんでね。今日改めて条例の改正に伴う審議なんで、そういう点も詳しく聞きたい。一つは、3月に調整する場合、事前に例えば今月は要りませんよって言った人の分だけ

減らすのか、それとも結果的にね、いろんな事情で給食を食べられなかった子どもの分も減額するのか、まず最初にその点お伺いしたいんですが。

○委員長（坂本悦夫君） 中屋課長。

○教育委員会総務課長（中屋 保君） 長期にわたる欠席等ある場合は、個々の、この間もお話いたしましたけども、個々の事情に合わせまして、3月まで待たずに減額等の処理をすることもそれは当然行いたいと思っております。3月で調整といいますのは、最初年度賦課で年間の食数見込みで、ほぼ均等割の感じで10期分で納付書を発送いたします。その際に、その調整を最終的に例えば何食分減らす必要があるとか、何食分増やす必要があるとか、そこの部分を3月のところで調整するというところでございます。

○委員長（坂本悦夫君） 教育部長。教育部長、すいません、質疑応答は、着座でよろしいですので。よろしくをお願いします。

○教育部長（佐々木勝利君） 着座のままでも補足説明させていただきますけども、議員ご心配の部分で、保護者の方が、今言ったとおり予定食数掛ける給食費で10期分で納付書は発送するんですけども、当然、何らかの理由で欠席したり、食べなかったとかっていうときがあるわけなんですけども、それを最終的に払い過ぎてるのを戻すとか、1食分足りないのでもさらに払っていただくっていうのを、3月でそこを調整するというものでございます。

○委員長（坂本悦夫君） よろしいですか。

洞口委員。

○委員（洞口昇一君） 今の説明がね、額面どおり実行されるのであれば全く問題ないですよ。ですから、教育委員会の方針としてね、そうだということについては何ら異議を挟むことはないんですけども、学校現場でいろんな本来はね、教職員の仕事でないことを私に言わせればですね、給食費の徴収というのは、もともと公会計でやるべきだったのではないかと思うんですけども、そうじゃなかったことで、いろいろ現場では、父母と教職員の間で軋轢があったと思うんですよ。結果として父母の側では、自分だけ給食を食べないっていうふうに申告するのちょっと周りとの関係で出来ないと。結局、給食費は全額払って、なおかつ学校給食を食べないでね、お米は自分の家で作ってる米を持ってって食べるとか、野菜もね、完全有機野菜を持ってく。けど給食費は全額払ってるというケースもあるというふうに、給食関係の職員じゃない職員の方からそういう例があるんだっていう話を直後に聞いたこともあって、そういう例があるのかというふうに1度、給食関係の職員に聞いたら、いや、私の管内ではないですよっていうような話も聞いたんでね。ちょっと、なかなかこう判断が難しいなというのが一つと、もう一つは、例えばいきなり、当初は学校給食を食べる予定だったけれども、しかしいろんな事情で急に不登校になったとか、あるいは急に病気をして結局学校給食を食べることが出来なかったという場合なんかの扱いはね、事前に届出してればそれは認められるけども結果として食べなかったのは認められないっていう話もちょっと父母から聞いてるものですから、その点についての扱いは、従来はいろんな学校の事情で対応が違ったかもしれないけれども、今度は公会計になればね、同じ扱いになると思うんですけども、その場合はどういうふうに教育委員会では、事前に届け出た場合は認めると。けど、その事後はね、もう給食出してしまった後なんで、それを食べようが食べまいが対応出来ないということなのか、その点についてお聞きしたいんですが。

○委員長（坂本悦夫君） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木勝利君） 個々の事情があろうかと思えます。事前に申し出がある場合もあるでしょうし、

急に出来なくなる場合とあってあると思いますので、それに関しては個々にそれぞれしっかりした対応、丁寧に、学校と連携しながらやらなきゃならないことですので、管理するのは教育委員会になりますけれども、学校と連携しながら個々に対して丁寧にしっかり対応するという方針でございます。

○委員長（坂本悦夫君） よろしいですか。

○委員（洞口昇一君） はい。

○委員長（坂本悦夫君） ほかに質疑ございませんか。

白石委員。

○委員（白石雅一君） 1点だけ質問させていただきます。

個別の対応等が、今お話しされてましたけれども、条例の中でもですね、20の1のところでは第5条の2のところ、学校給食費の納付方法その他の学校給食費の納付に関し必要な事項は教育委員会規則で定めるという文面があったりですね、その規則のところでもいろいろ定めていくというのが今回条例の中で出ておりますけれども、教育委員会の規則で定めていく部分というのはこれから考えていくんでしょうか。それともう、今お話があったような個別な対応を含めていろんな案件に対して対応できるように既に考えている途中なんですか。

○委員長（坂本悦夫君） 中屋課長。

○教育委員会総務課長（中屋 保君） 教育委員会規則につきましても準備は今進めております。個々の具体的な事例とか想定しながらその規則のほうを今条文を作っているところでございます。

○委員長（坂本悦夫君） 白石委員。

○委員（白石雅一君） 条例の中ではわからない部分が規則のほうで出てくると思いますので、保護者の方であったり児童生徒が困らないように配慮していただければと思います。以上です。

○委員長（坂本悦夫君） ほかに質疑ございませんか。ほかになければこれで質疑を。

工藤委員。

○委員（工藤小百合君） よろしくお願いたします。1点のみ質問させていただきます。

第8条、学校給食費の減免というのがありますが、この文面見ては確かに、災害その他の特別な理由によりというのがありますが、この中で、特別な理由っていうのは、どんな理由なんですかね。災害というのはわかります。

○委員長（坂本悦夫君） 中屋課長。

○教育委員会総務課長（中屋 保君） 災害のほかにですね、失業とか、その他いろいろな事情があって、学校給食費を納付するという資力がちょっと難しくなったというような場合を想定しております。

○委員長（坂本悦夫君） 工藤委員。

○委員（工藤小百合君） ということは例えば、生活が大変になったときに、例えば、いろんな補助を受ける。そういう形も含まれてるんですか。例えば、仕事が例えばなくなって、そういう形じゃなくて、ある程度の収入がない、そういう場合には、やっぱり給食費は、子どもさんが何人いるかによるでしょうけども、それでなかなか給食費を払えないということになればその特別な理由というところにそういうところが当てはまるということですか。

○委員長（坂本悦夫君） 中屋課長。

○教育委員会総務課長（中屋 保君） 保護者の方が例えば死亡したとか、その一時的にやはりどうしても納付

することがちょっと難しくなると、そういうような場合を想定しております。

○委員長（坂本悦夫君） 工藤委員。

○委員（工藤小百合君） 理由はいろいろあるんでしょうけれども、理由によりまして、学校給食費の減免の割合、金額も違ってくると思うんですが、この減免の割合はどういう形の中で、何段階とかいう形の中で減免というのがあるんですか。例えば100%減免とか、70、60、50とかその減免の割合はどういうふうな形で、減免ということなされてるんでしょうか。

○委員長（坂本悦夫君） 中屋課長。

○教育委員会総務課長（中屋 保君） 減免割合につきましては、今、検討しているところでございますけども、その割合、まずはその資力がなくなったというような場合であれば、免除というふうな形になるというふうに考えております。

○委員長（坂本悦夫君） 工藤委員。

○委員（工藤小百合君） この公会計ではなくても、今までどおりの学校の給食費の、個々の集金であっても、減免というのは、その当時もあったじゃないですか。どういう形の方が、そういうときに減免の対象でどういう減免の中身がどうだったのかっていうの、今のこの公会計になったときにも、それをそのまま移行するんでしょうか、それともまた減免の中身を変えていくということなんですか。

○委員長（坂本悦夫君） 佐々木部長。

○教育部長（佐々木勝利君） これまで私会計でやっていた部分については減免というところはなかったです。いわゆる、今、工藤議員がご指摘した部分ですけれども、総務課長も説明したんですけども、何らかの理由によって保護者の方が給食費を払えないような状況になったとき、通常であれば生活保護とか、就学援助っていう形で見ます、それは。ただ、さらにさっき言ったとおり、それであってかつ保護者が亡くなったとかっていう、一時的にもうどういう形であっても払えないっていうのが出たときは、減免、先ほど言いましたけども、お亡くなりになって全く払えないというようなときには、免除という形になろうかと今は想定しております。

○委員長（坂本悦夫君） 工藤委員。

○委員（工藤小百合君） 前は個々が集金で払ってたときには、やっぱり生活保護受けてるとかそういう子どもさんにはそういう集金の袋が渡されない。そうすると、そこで何かこうクラスの中で、差別ではないですけども、そういう形の中でこの袋が渡されない渡されている人という形の中で、自分は給食費は払っていない、払えないっていうのが何かこう皆さんのクラスの中でそういう形の中で見られている。要するに個人的情報ですね個人的なね、そういうのが前あったと聞いているんですが、そういうのをやっば防ぐために、今回はいろんな意味で、公会計ということになれば、個々の集金はなしということで、それはそれですばらしいことだと思うんですが、やっぱり今まで個々は集金袋で学校給食費を支払ってた、それもやっぱり先生方の仕事にもそれで増えたということはあるんですけども、やっぱり一番は子どもがそういう自分のそういう家庭の事情、ほかの子どもさん方にわかれられないようにするためには、やっぱりみんな一律にしてそういう形の中でやってもらったほうが、やっぱり、学校給食の支払う、それとあとはまた、学校のお勉強する立場であっても、勉強の場であってもやっぱり自分が引け目を感じないで、皆さんと対等にできるというのはやっぱり今回の公会計であれば、そういう部分が見えなくなるのでいいと思います。ただ、これについても、本当にこれが全部これでもいいのかというのを検証しながら、やってみながら、やっぱり変えていく部分はやっぱり変えていくべきだと思いますが取りあえずは、この文でよろしいかなと思ってます。以上です。

○委員長（坂本悦夫君） ほかに質疑ございませんか。

洞口委員。

○委員（洞口昇一君） 今回の工藤委員の質問に触発されてしまったんですが、さっき質問漏れがあったんで。

私は特に関心を持っているのは、アトピーに対する対応と、それから有機農業にこだわっている人たちに対する対応の問題なんですよね。私も実はね、小学校4年生から6年生までの間、3年生までは宮古で給食食べてたんだけど、4年生になって転校してから、盛岡行ってからは全く給食食べない子どもになってしまったんだけど、それは主な理由は好き嫌いだね。これはもうちょっと論外の話なんでそれはいいんですけども、そうじゃなくてアトピーで、給食の側で対応出来なくて食べられない子ども、それからお母さんなりお父さんがね、有機食品の信奉者で、学校給食も有機食品で全部行うべきだという考えを持つてる人の中にはね、子どもに学校給食を食べさせないで、お弁当を自分たちが作った有機野菜や有機米を持って行かせるという親御さんもいるということも聞いてるんですけども、そういう場合、権利としてそれを認めるのか、それとも、それは好き嫌いと同じでその家庭の勝手だと。だから給食費は、食べようが食べまいが払ってもらいますよという対応になるのか、その点について最後にお聞きして、本当に最後です、これが。

○委員長（坂本悦夫君） 佐々木教育部長。

○教育部長（佐々木勝利君） これまでも学校給食につきましては、個々のいわゆるアレルギーですね、アレルギーがあって食べられない食材とかございますので、それは申出でいただいて、それにはしっかり対応しております。なので、今後もこの会計が私会計から公会計に変わったといたしましても、取扱い上は個々の対応は、今後も丁寧に対応していくということで変わらず、しっかり対応してまいりたいと考えてございます。

○委員長（坂本悦夫君） 洞口委員。

○委員（洞口昇一君） 有機信奉者に対する対応は。

○委員長（坂本悦夫君） 佐々木部長。

○教育部長（佐々木勝利君） 今申し上げましたとおり、個々にそれぞれの対応が違いますので、個々に適切な対応をしてまいります。

○委員長（坂本悦夫君） 洞口委員。

○委員（洞口昇一君） ちょっと一言だけね。ということは、いわゆる有機野菜信奉者に対しても対応する可能性があるというふうに理解してよろしいんですか。

○委員長（坂本悦夫君） 教育部長。

○教育部長（佐々木勝利君） 内容がどのような内容になるか、それぞれ、アレルギーであれば当然食べられないので、ですけども有機農法の野菜しか食べないとかっていう部分につきましては、そこは個々の対応になるので、どのような対応になるか、しっかり対応、どういうふうにするかっていうのは、お互い納得するように決めていきたいと思えます。

○委員長（坂本悦夫君） よろしいですか。はい。

ほかに質疑ございませんか。ほかになければこれで質疑を終わります。

これより議案第20号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本悦夫君） 討論ないようですので直ちにお諮りします。

議案第20号は、原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本悦夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、原案可決すべきものと決定しました。

それでは、説明員は退室してください。

〔説明員退席〕

○委員長（坂本悦夫君） 以上で、当委員会に付託された議案の審査は、全て終了しました。

お諮りします。

12月22日の本会議における議案第18号及び議案第20号の委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本悦夫君） 異議なしと認めます。

以上で付託事件審査を終わります。

午前10時29分 付託事件審査終了

---

○

宮古市議会教育民生常任委員会委員長 坂本悦夫